

公立大学法人役員報酬規程の改正について

1. 改正理由

地方独立行政法人の役員報酬は、国及び地方公共団体の職員の給与等を考慮して定めるよう法律に規定されており、福岡県の各公立大学法人においても、国家公務員及び福岡県職員の給与に基づいて報酬を算定している。
(理事長、副理事長の基本年俸には国家公務員の指定職俸給表、業績年俸には福岡県特別職職員の期末手当の支給月数を準用。)
今回、国家公務員の給与に関する法律の改正及び福岡県職員の給与等に関する条例の改正に基づき、各法人において役員報酬規程の改正(令和8年1月)を行ったものである。

○「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正(国家公務員)(令和7年12月24日公布)

別表第11 指定職俸給表(抜粋)

※俸給月額					
号俸	月額	改定後 (R7.4.1適用)	改定額	改定割合	
1	716,000	736,000	20,000	102.79%	…… 副理事長の報酬基礎額
4	908,000	933,000	25,000	102.75%	…… 理事長の報酬基礎額

○「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例」の一部改正(令和7年12月23日公布)

※期末手当の支給月数の引上げ			
改定前		改定後(R7.12.24施行)	
6月期	1.700月	6月期	1.725月
12月期	1.700月	12月期	1.725月
計	3.40月	計	3.45月

2. 改正内容

- ・基本年俸の引上げ (1号俸:月額20,000円引上げ、4号俸:月額25,000円引上げ)
- ・業績年俸の引上げ (0.05月分上げ)

	改定前			改定後			改定額		
	年俸額	内 訳		年俸額	内 訳		年俸額	内 訳	
		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸		基本年俸	業績年俸
理事長	15,373,000	10,896,000	4,477,000	15,864,000	11,196,000	4,668,000	491,000	300,000	191,000
副理事長	12,122,000	8,592,000	3,530,000	12,514,000	8,832,000	3,682,000	392,000	240,000	152,000

※理事長・副理事長の年俸の算出内訳

	改定前				改定後			
		理事長 (4号俸)	副理事長 (1号俸)			理事長 (4号俸)	副理事長 (1号俸)	
基本年俸	年俸基礎額(給料月額) A	908,000	716,000		年俸基礎額(給料月額) A	933,000	736,000	
	年額(A×12月) B	10,896,000	8,592,000		年額(A×12月) B	11,196,000	8,832,000	
業績年俸	職務加算(A×20%) C	181,600	143,200		職務加算(A×20%) C	186,600	147,200	
	管理職加算(A×25%) D	227,000	179,000		管理職加算(A×25%) D	233,250	184,000	
	業績年俸(A+C+D)×3.40月	4,477,000	3,530,000		業績年俸(A+C+D)×3.45月	4,668,000	3,682,000	